

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>震災前に信用組合の営業地区内に居住していたものの、組合員でなかった一時的避難者から、帰還後を見据えて新たに組合員になりたいといった要望があることから、「会員(組合員)資格」について、「地震が発生する前に組合員であった者」に限定することなく、「地震が発生する前に信用組合の営業地区内に居所等を有していた一時的な避難者」とするよう所要の修正をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正は、法令の「会員(組合員)資格」のうち、震災の影響により一時的に避難している者を「地区内」の者として扱うことの解釈を示したものであることから、ご意見を踏まえ、修正することとします。</p>